

令和5年度 低圧電気取扱業務に係る特別教育(学科)

労働安全衛生法第59条第3項では、事業者が労働者を危険又は有害な業務に就労させるときは安全又は衛生のための特別の教育を実施するよう義務づけられています。

◎ 特別教育を必要とする低圧の電気取扱業務

低圧(直流にあたっては750ボルト以下、交流にあたっては600ボルト以下である電圧をいう)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路(対地電圧が52ボルト以下であるもの及び、電信用のもの、電話用のもの等で、感電による危害の生ずるおそれのないものを除く)のうち、充電部分が露出している開閉の操作の業務

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間

講 習 科 目	講習時間	時間
① 低圧の電気に関する基礎知識	1	9:00 \$ 17:00
② 低圧の電気設置に関する基礎知識	2	
③ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1	
④ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2	
⑤ 関係法令	1	
実 技	各事業場又は業者団体等で「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」について7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間以上)実施の上、実技の受講記録を作成して当協会が発行する学科修了証と共に保存して下さい。 (実技要領等は講習当日に資料を配布します。)	

※講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

- 4 受講料
会 員 7,700 円 (テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)
一 般 9,790 円 (テキスト・資料代金 770円含む) 金額は税込

- 5 申込方法
次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 本人確認書類 (自動車運転免許証など) の写し [詳細は「申込書兼受講票」に記載されています。]

- (1) 持参の場合は、当協会窓口で「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
(FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、後日の郵送をお願いする場合があります。)

[振込口座]	佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652	シャ) サガケンロードウキジュンキョウカイ (社)佐賀県労働基準協会
--------	-----------------------	---------------------------------------

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) 当日の申し込みは受理いたしません。
- (4) テキストは初日に配布します。